

北九州市監査公表第 5 号
平成 15 年 3 月 3 日

北九州市監査委員	山 住 晃 一
同	神 尾 榮 一
同	木 村 証
同	松 井 克 演

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

目 次

第1	監査の概要	
1	監査のテーマ	2
2	監査の目的	2
3	監査の着眼点	2
4	監査の対象	3
5	監査の方法	5
6	監査の期間	5
第2	監査の結果	
1	経済性の確保について	
(1)	予定価格の設定等について	5
(2)	特命による随意契約について	6
(3)	契約内容の見直しについて	7
(4)	傾斜計監視業務について	7
(5)	給水装置工事検査補助業務について	7
(6)	伊佐座取水場及び畑浄水場の委託化について	8
2	効率性の確保について	
(1)	水道用地等巡視業務委託の報告書の活用について	8
(2)	未納整理業務の効率的な業務遂行について	8
第3	総括	10

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

水道局と(財)北九州上下水道協会との業務処理のあり方について

2 監査の目的

(財)北九州上下水道協会(以下「協会」という。)は、北九州地区における上下水道の普及発展に寄与し、併せて公衆衛生の向上、生活環境の改善等に資することによって公共の福祉の増進を図ることを目的として、昭和36年、民法第34条に基づき設立された法人である。

協会は、講演会、見学会の開催、印刷物の配布並びに北九州市水道局及び建設局の委託による事業を実施している。水道局は、平成14年度において、単年度限りの緊急地域雇用創出特別交付金事業を除き、協会に対して一連の滞納整理業務や共同住宅差水量調査業務等の収入確保に係る事務、水道用地等巡視業務や危険箇所状況調査業務等の財産管理に係る事務、取水場・浄水場等における監視業務をはじめ計15業務を委託している。

これらの業務委託に係る経費は、平成13年度決算額で約6億円に達していることから、これらの業務処理が効率的・経済的に遂行されているかは今後の水道局の業務運営上のみならず経営管理上も検証する必要があるため、今回のテーマとして選定した。

3 監査の着眼点

- (1) 個々の業務について、委託による業務処理は妥当か。
- (2) 個々の業務委託について、協会への特命契約は妥当か。
- (3) 委託業務の範囲について、社会情勢の変化に応じて適切に見直されているか。
- (4) 協会に委託された業務の再委託が適切に行われているか。
- (5) 契約にあたり、個々の委託業務及び管理費の積算が適切に行われているか。
- (6) 個々の委託契約が、仕様書及び積算内訳どおり適切に行われているか。
- (7) 個々の委託契約の履行確認は、適切に行われているか。
- (8) 水道局は委託の成果(報告書等)に基づき適切な事務処理の対応を行い、本来の目的を達成しているか。

4 監査の対象

今回の監査においては、水道局が委託している業務のうち、単年度限りの緊急地域雇用創出特別交付金事業を除く次の 15 事業の全てについて監査を実施した。(各業務の金額は、平成 14 年度の執行予定額である。)

(1) 倉庫管理業務(主なものを掲載、以下同じ。): 12,864,600 円

物品の受払い及び管理に関すること。

物品出庫(返納)受領伝票等の整理に関すること。

物品検収、たな卸作業の立会補助に関すること。

倉庫の維持管理に関すること。

(2) 雑草除伐業務: 99,160,896 円

水道用地の雑草除伐及び処分に関すること。

(3) 量水器管理業務: 4,069,800 円

量水器の管理及び受払いに関すること。

量水器の点検及び選別に関すること。

(4) 監視業務: 25,615,800 円

事業所内外の巡回点検に関すること。

電話の応対、事務所出入者の確認・監視及び郵便物の受領保管等に関すること。

緊急資材の払出立会いに関すること。

水道管の事故及び災害等緊急事態が発生したときの、各事業所所長等への連絡に関すること。

(5) 未納整理業務: 144,068,400 円

未納の水道料金の収納業務に関すること。

未納整理に関する文書の作成及び発送又は交付業務に関すること。

郵便物の郵便不着に伴う宛名調査に関すること。

収納金払込業務(区役所・市金庫)に関すること。

(6) 滞納整理業務: 17,173,800 円

閉栓処理後の水道料金未納分の収納業務に関すること。

閉栓未納に関する文書の作成及び発送又は交付業務に関すること。

閉栓未納に係る郵便物の郵送不着に伴う宛名調査業務に関すること。

市内間の無届転居に係る管轄の未納整理員への連絡・調整業務に関すること。

(7) 閉栓業務：57,556,800 円

料金等の閉栓精算及びその付帯業務に関すること。

水道の無届調査に関する調査業務に関すること。

現地精算分料金の集計及び収納業務に関すること。

(8) 給水装置工事検査補助業務：53,071,200 円

給水装置の新設、増設、撤去等の工事の検査補助に関すること。

給水装置工事しゅん工検査報告票等の作成に関すること。

(9) 水道用地等巡視業務：23,148,300 円

用地巡視業務(年2回)

水道用地の現地管理適正化、不法占拠・不法投棄等の管理状況調査に関すること。

路線巡視業務(年2回)

導送工水路線及び水道施設の管理状況調査に関すること。

配水池巡視業務(年2回)

配水池及び水道施設の管理状況調査に関すること。

傾斜計監視業務(年4回)

急傾斜地にある配水池及び導水路線に設置している観測孔を傾斜計により変位観測し地盤の変動を監視すること。

重点監視箇所巡視調査業務(年2回)

急傾斜地の下に家屋があり漏水等により斜面崩壊等を起こす可能性がある箇所の重点調査に関すること。

(10) 危険箇所状況調査業務(対象箇所14):412,158 円

降雨量が多く、災害発生が予想される危険箇所の状況調査に関すること。

(11) 共同住宅差水量調査業務：9,586,500 円

共同住宅の親メーターと子メーターの差水量リストをもとに漏水等の調査・改善指導に関すること。

(12) 伊佐座取水場・畑浄水場監視業務：14,351,400 円

場内及び河川取水口(伊佐座取水場に限る。)の監視に関すること。
魚類飼育槽の魚類監視に関すること。

機器の故障又は異常発生時の報告に関すること。

(13) 道原浄水場整備業務：4,132,800 円

道原浄水場の整備に関すること。

道原浄水場の施設の保安に関すること。

(14) 水質検査補助業務：4,132,800 円

分析等の補助に関すること。

機器の点検に関すること。

(15) 排水処理業務：154,811,863 円

排水処理施設の運転及び整備に関すること。

汚泥の搬出に関すること。

沈殿池等の洗浄に関すること。

5 監査の方法

監査対象の委託業務の執行について、関係職員から説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求めた。

6 監査の期間

平成 14 年 11 月 19 日から

平成 15 年 2 月 12 日まで

第2 監査の結果

今回テーマとした「水道局と（財）北九州上下水道協会との業務処理のあり方について」は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のような今後検討又は改善を要する事項が認められた。

1 経済性の確保について

(1) 予定価格の設定等について

市委託業務要綱では、委託に当たっては、あらかじめ委託料の予定価格を定めなければならないと、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に算定するものとされている。水道局は、予定価格の設定に当たり、各課が協会と事前協議を行っているため、水道局の見積額と同額の見積書が協会から提出され、同額で契約していた。

また、同要綱では随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、事前確認表により事務処理が適正に行われているか等について確認することとされているが、確認できる書類が添付されておらず、参考にしているかどうか確認できなかった。

予定価格の設定及び随意契約の締結にあたっては、市委託業務要綱

の規定を遵守し、適正な事務処理をされたい。

(2) 特命による随意契約について

協会との特命による随意契約にあたり、特命理由を 高度な知識や特殊な技術を要する業務がある、 実務経験を要する業務がある、 公共的性格が強く、機密性を要する業務がある、 本市水道局の業務と関連性を有しており、人的・物的に共有できるものが多く、一体として契約を行った方が経済的かつ合理的である、 豊富な実績と経験を有している、としていた。

実情を聴取したところ、実際に業務に従事している者については、公共職業安定所で募集しており、水道局経験者は少なく、必ずしも水道に関する知識、技術及び経験を有していない等、個々の委託業務によっては特命理由との整合性が認められないものがあった。(表 - 1 参照)

協会への特命による随意契約の適否について再検討し、競争入札により業者を選定する等、適正な事務処理をされたい。

表 - 1 委託事業従事者に占める市退職者(市OB)の割合(単位:人)

委託業務名	協会職員	市OB	OB率
倉庫管理業務	3	2	66.7%
量水器管理業務	1	1	100.0%
監視業務	6	0	0.0%
未納整理業務	32	0	0.0%
滞納整理業務	4	0	0.0%
閉栓業務	13	0	0.0%
給水装置工事検査補助業務	12	2	16.7%
水道用地等巡視業務	5	0	0.0%
共同住宅差水量調査業務	2	1	50.0%
伊佐座取水場・畑浄水場監視業務	4	3	75.0%
道原浄水場整備業務	1	1	100.0%
水質検査補助業務	1	0	0.0%
排水処理業務	19	7	36.8%
合計	103	17	16.5%

(3) 契約内容の見直しについて

協会との委託契約において、雑草除伐や危険箇所状況調査等の一部の業務については、単価を定めて実績により支払をしているが、大半の業務については、毎月一定金額を確定払いにより支払っている。

処理件数等により所要額が変動する業務については、実績払いに切り替えるとともに、協会との委託契約の財源が市民の水道料金であることに鑑みれば、委託業務全般について、その業務実態の把握に努め、積算内訳と業務実態とに乖離が生じていれば、翌年度以降の契約内容を見直すよう、絶えず心掛けられたい。また、委託事業に係る一般管理費についても、業務内容に応じて必要な経費を適切に見積もり、計上するよう心掛けられたい。

(4) 傾斜計監視業務について

水道用地等巡視業務のうち、災害対策として配水池や路線の急傾斜地に設置している傾斜計の監視業務を年4回委託しているが、24の対象地区のうち挿入式傾斜計が測定管内に挿入できないため、測定不能との業務報告がなされているにもかかわらず、平成8年からそのまま測定対象とされ、放置されている地区が3地区あった。

また、平成14年5月に水道局が別途実施した専門家の調査によれば、測定対象から除外しても差し支えない地区も指摘されている。

測定の必要な対象地区の選定を適切に行うとともに、業務自体の必要性についても検討を行い、経費節減に努められたい。

(5) 給水装置工事検査補助業務について

予定価格の積算にあたり、業務に従事する年間所要人員数を積算基礎としているが、平成13年度の月別検査実績によれば、各月の検査件数を比較した場合、最大処理件数と最少処理件数とで約2.8倍の較差が生じている。(表-2参照)

委託業務の仕様を定めるにあたり、単価契約の導入、業務実績に基づく必要人員数の見直し及び繁忙期での臨時職員による弾力的な対応等、経費の節減方策について検討されたい。

表 - 2 平成 13 年度検査実績

(単位：件)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
東 部	279	416	311	257	283	263	402	354	317	495	405	976	4,758
西 部	365	611	659	322	377	357	286	362	407	305	612	635	5,298
計	644	1,027	970	579	660	620	688	716	724	800	1,017	1,611	10,056

- ・月最大処理件数 1,611 件 ...
- ・月最少処理件数 579 件 ...
- ・月間格差 2.8 倍 (/) 月平均件数 838 件

(6) 伊佐座取水場及び畑浄水場の委託化について

伊佐座取水場及び畑浄水場においては、穴生浄水場からの遠方操作により運転を実施していることから、平日の夜間及び休日等（畑浄水場については夜間のみ）に正規職員を配置せず、その間の監視業務のみを協会に委託している。

平成 14 年 4 月 1 日の水道法の改正により、浄水場等の運転及び整備等の業務について委託化が可能となったため、現在、両施設において正規職員が実施している業務についても委託化を検討されたい。

2 効率性の確保について

(1) 水道用地等巡視業務委託の報告書の活用について

水道用地等巡視業務委託の報告書で不法占拠が指摘されているにもかかわらず、水道局において相手方に対する除去指導等を行わず、長期間放置しているものがあり、委託業務の成果が有効に活用されていない事例が認められた。

早急に不法占有者を確認した上で除去指導を行う等して、委託業務の報告書を有効に活用するよう努められたい。

(2) 未納整理業務の効率的な業務遂行について

未納整理業務の取組状況が、営業センター毎に異なるとともに、同一営業センター内においても係員毎に異なっていた。

具体的には、未納整理現地収納（未納整理員が現地で未収金を収納するもの）及びお知らせ投函については、全く行っていない営業センターがあり、また、停水処分発送については、水道局直送分（電算打出し分）のみで、営業センター発送分（未納整理員の発送分）が全く

ない営業センターが認められた。

また、水道局は、協会との委託契約にあたり、業務に従事する年間所要人員数を積算基礎としているが、未納整理業務に係る各業務について、平成13年度に職員一人が一か月に処理した業務量を算定すると営業センター間で大きな較差が認められる。(表-3参照)

さらに、水道局は、水道料金納付の利便性向上を図るため、平成10年度からコンビニエンスストアでの納付制度を導入したことから、委託業務の中心的業務であった未納整理現地収納件数は大幅に減少してきており、この業務のあり方については、その見直しをすべき時期にきているものと思われる。

未納整理業務については、まず、事務処理手順の作成等により、事務の標準化を図るとともに、営業センター毎の必要人員の見直し及び委託業務内容の見直しを行い、効率的な事務処理をされたい。

表 - 3 平成13年度未納整理業務実績 (単位：人・件)

営業センター名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計・平均
A 主任・係員数	4	8	5	3	2	8	2	32
B 未納整理現地収納件数(年間)	41	345	47	180	316	0	4	933
C 未納整理現地収納件数/月・人	0.9	3.6	0.8	5.0	13.2	0.0	0.2	2.4
D 停水処分センター発送件数(年間)	52	1,339	15	34	7	31	0	1,478
E 停水処分センター発送件数/月・人	1.1	13.9	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	3.8
F 電話催告件数(年間)	1,825	6,179	2,239	2,152	777	10,024	750	23,946
G 電話催告件数/月・人	38.0	64.4	37.3	59.8	32.4	104.4	31.3	62.4
H 訪問件数(年間)	12,376	19,550	10,053	10,945	6,577	16,010	5,983	81,494
I 訪問件数/月・人	257.8	203.6	167.6	304.0	274.0	166.8	249.3	212.2
J お知らせ投函件数(年間)	334	15,822	8,195	549	4,650	327	0	29,877
K お知らせ投函件数/月・人	7.0	164.8	136.6	15.3	193.8	3.4	0.0	77.8

表 - 4 未納整理現地収納件数の推移

(単位：人・件)

営業セクタ－名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計・平均	
主任・係員数	4	8	5	3	2	8	2	32	
12年度	未納整理現地収納件数(年間)	44	706	65	265	302	133	14	1,529
	未納整理現地収納件数/月・人	0.9	7.4	1.1	7.4	12.6	1.4	0.6	4.0
13年度	未納整理現地収納件数(年間)	41	345	47	180	316	0	4	933
	未納整理現地収納件数/月・人	0.9	3.6	0.8	5.0	13.2	0.0	0.2	2.4
14年度	未納整理現地収納件数(半年間)	33	122	28	67	74	0	3	327
	未納整理現地収納件数/月・人	1.4	2.5	0.9	3.7	6.2	0.0	0.3	1.7

第3 総括

協会は、昭和36年6月、当時の北九州水道組合退職者が、その知識及び技術を水道行政推進のために役立て、北九州地区における水道の普及発展に寄与することを目的として設立した公益法人であり、設立以来、水道事業（昭和36年度から）及び下水道事業（昭和47年度から）の各種業務を特命契約により受託し、今日に至っている。

今回の監査を通じて水道局からの委託業務を個別に見た場合、高度な知識や特殊な技術が必要であるという理由で特命しているにもかかわらず、委託業務に従事する協会職員に占める市OBがいない、又は割合が低い等、特命理由との整合性が認められないものがあった。

また、協会への委託後、長い時間の経過の中で、社会経済情勢の変化に伴い、委託している業務の必要性やあるべき姿が変化しているにもかかわらず、必要な見直しが行われていないと思われる事例があった。

協会は、水道局との密接な関係の中でこれまで各種業務を受託し、水道局の行財政改革に積極的に貢献してきたところであるが、委託契約の特命理由が薄れ、他の民間業者でも遂行可能な業務については、競争原理を導入し、業者選定の透明性が図られるべきであると考えます。

また、業務実態の把握とそれを通じた見直しの実施については、事務事業

の経済性や効率性等を図る上で、当然実施すべき基本的な手続きであることから、初心に立ち返って、今回、個別に指摘した業務を含め、すべての委託業務について根本的な見直しを実施すべき時期にきていると考える。

今回監査の対象としていない下水道事業を含め、協会の持つ豊富な実績と経験を活かすべきところは活かしながら、より一層経済的かつ効率的な経費の執行をされるよう要望する。